

平成30年度 西ノ島町産業振興奨励事業の実績 についてご報告します



「西ノ島町産業振興奨励事業」とは、西ノ島町の地域産業を活性化するために創設された町独自の補助制度で、昭和63年度から平成30年度までに47件の申請があり、41件が事業採択されています。

事業には施設整備等のハード事業に関するものや、情報発信・調査等のソフト事業まで様々ですが、地域振興のために取り組んでおられます。平成30年度の実績は下表のとおりです。

事業名	申請者	事業概要
みやげもの商品開発とおもてなし事業	有限会社 安藤本店	試飲・休憩スペース設置、自家製 うめジュースやしそジュース、その他コーヒーなどの販売と清酒 隠岐産の酒粕を使用した「酒粕クラッカー商品開発」と甘酒の販売により観光客の満足度向上を図る。
パンフレット、ホームページ作成事業 多様な伝統工芸品の製作事業	焼火窯	パンフレット・ホームページを作成し焼火窯の紹介と風流染や工芸品のインターネット販売を行うことで観光客の増加を図る。また、真空土練機を新設し作品の強度向上と、これまで以上に様々な工芸品の製作と販売を図る。
業務自動化システム構築事業	(一社) 西ノ島町 観光協会	「個人旅行手配業務」、「月次集計業務」のシステム開発により業務の自動化を図る。また、西ノ島c hに観光船・内航船の運行状況をリアルタイムで確認できるシステムを構築することで利用者の利便性向上を図る。今後はレンタサイクル等のオンライン予約を受け付け、観光客の満足度向上を図る。
キッチンカーによる飲食の提供事業	ラッセル ステファン	キッチンカーを活用し町内を中心として移動販売を行うことで西ノ島町における食の選択肢を広げ、西ノ島町の産業発展に努める。

労働保険年度更新のお知らせ



労働保険（労災保険・雇用保険）に加入されている事業主の方は、年度更新の手続きを毎年6月1日から7月10日までの間に申告・納付の手続きを行ってください。

今年度も労働保険年度更新申告の相談受付を県内各地で開催しますので、最寄りの会場へお出かけください。

※開催場所等については、島根労働局ホームページ右側に掲載されているお役立ち情報「労働保険の年度更新」をご覧ください。



大切なお知らせです



これまで高齢者医療保険料が9割軽減となっていた方
(年金収入80万円以下)は特にご覧ください。

※世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下かつ世帯の被保険者全員の各種所得がない方(年金収入の場合、80万円以下の方)。

所得の低い高齢者の方の介護保険料については、
今年度、保険料の負担がさらに軽減されます。
これにより納付額は、**月平均440円軽減**されます。(注1)

所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から、
年金生活者支援給付金の制度が始まります。
これにより**基準額月5,000円が支給**されます。(注2)

なお、今年度の年金額は、
昨年度に対して**0.1%の増額**となります。

高齢者医療保険料については、今年度、
保険料均等割が9割軽減から8割軽減に変わります。
これにより納付額は、
月平均で360円から720円になります。

(注1) 介護保険料は、平成30年度～令和2年度の全国平均より算出。半年度分の軽減額を年度平均した額であり、実際の金額は、保険者ごとに異なります。また、同一世帯に課税者がいる場合は対象外となります。

(注2) 金額は、保険料を納めた期間等によって異なります。また、老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件①～③をすべて満たしている必要があります。①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている方、②請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている方、③前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である方。なお、お支払いは、基本的に10、11月分を12月中旬(年金の支払い日と同日)に行います。

見直しに関するお問い合わせはこちらまで

医療保険料の見直し

各都道府県の後期高齢者医療広域連合、お住まいの市区町村の担当窓口まで

介護保険料の負担軽減

お住まいの市区町村の担当窓口まで

年金額の改定、
年金生活者支援
給付金の支給

- 年金額の改定については、6月上旬に改定通知書を日本年金機構からお送りします。
- 年金生活者支援給付金の対象となる方*には、9月頃に日本年金機構から給付金の請求手続きに必要な書類をお送りします。*年金受給者の方で、所得等が一定額以下などの支給要件があります。
- 年金関係のお問い合わせは、ねんきんダイヤルまで(0570-05-1165)

